

# ものづくり AI パイロット事業業務委託仕様書

## 1 目的

滋賀県では「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県および「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県の実現に向け、滋賀県産業振興ビジョン 2030 を策定し、本県経済の発展や雇用の維持・拡大、地域の活性化を図っているところ。

県内には、地域経済や生活を支える多くの中堅・中小企業が製造業を中心に存在しているが、近年は原材料・エネルギー価格の高騰や深刻な人手不足等により、生産性向上および付加価値の向上が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、本事業では、県内中堅・中小企業に対して AI の「大規模導入」ではなく「小規模な初期導入 1」を支援する。本事業を通して、「パイロットモデル 2」を創出することで、この取組を通じて得られた成果を成果報告会セミナーにより県内に広く発信・共有し、自律的な AI 活用の促進と県内企業への波及を図る。また、本事業を通して、省力化投資の促進と競争力の強化を進めるとともに、中小企業の「稼ぐ力」の向上につなげることを目的とする。

- 1 「小規模な初期導入」とは、効果検証やノウハウ蓄積を目的として、企業内における限定的な業務範囲や製造工程の一部に対して、AI 技術を試験的に運用する段階的な導入を示す。
- 2 「パイロットモデル」とは、小規模な初期導入の成果を導入事例としてまとめたモデルのことを指し、AI 導入を検討している企業や業種への AI 活用の拡大・展開を促進する参考事例を示す。

## 2 業務の名称

ものづくり AI パイロット事業業務

## 3 業務の期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日まで

## 4 作業場所等

委託業務実施に係る作業場所、使用機器および使用材料は、受託者で準備(予約、申請、使用料負担等を含む)すること。

## 5 委託業務の内容

本事業では、主に製造業を営む県内中堅・中小企業を対象として、当該企業のサプライチェーン全体像や県内企業の経営方針を考慮した上で事業計画を策定する。ここでい

う事業計画とは、本事業の小規模な初期導入が成功した際に、企業自らが将来的に AI を自律的に導入・活用していくための長期的なビジョン、および具体的な実践計画を示すものである。

委託者は、事業計画の策定から AI の小規模な初期導入、成果の検証、計画の再整理まで一貫して支援し、モデルとなる成功体験を創出する。また、その成果等をパイロットモデルとして取りまとめ、県内へ横展開する土壤づくりと好循環の醸成に寄与することが求められる。

具体的には以下の(1)～(7)の内容について、事業の効果、効率性を高めるための最適な手法を検討し、工夫しながら実施するものとする。また、委託業務の範囲は、本事業に必要な全ての作業を含むものとする。なお、本事業の目的達成のためには、ここに記載の順序で行う必要はなく、また、これら内容以外で効果的と判断される施策については、事業者の創意工夫により適宜追加、改善することも可能とする。

#### (1) 事業説明会の開催

- ・県内事業者を対象に、本事業の主旨やスケジュール等を明確かつ分かりやすく示す業務概要説明書を作成し、説明会を開催すること。
- ・AI 導入の意義と本事業の小規模な初期導入の理解が図れるように AI 導入技術に精通した外部専門家等を招くほか、本事業の参加者増加を目的としたセミナーの併催等も検討し、参加者の関心を高める方法について創意工夫を図ること。

#### (2) 支援企業の募集、選定

- ・伴走支援の対象となる企業について、広く県内事業者から公募し、より多くのパイロットモデルを創出できるよう、選定基準を設定したうえで、事業者に対して評価を行い、支援対象企業を5社以上選定すること。
- ・事業者の適切な選定が可能となるように県内事業者に対して広く募集の周知をすることに加え、AI 導入に取り組もうとする県内事業者の掘り起こしを行うこと。
- ・選定は、定量的データと個別ヒアリングによる質的評価を組み合わせ、企業の経営課題や AI に対する意欲と実現可能性を総合的に判断し、県と協議のうえ決定すること。

#### (3) AI 導入計画の策定

##### ア 企業の現状分析

- ・受託者は、選定企業に対しヒアリングや経営者とのディスカッションを行い、支援対象企業の経営方針や事業形態、戦略等を勘案し、企業が抱える経営課題を具体化した上で、企業の AI 導入を推進するとともに、経営課題の解決を目指すこと。

##### イ AI 導入計画の策定

- ・分析結果に基づき、導入すべきデジタルツールやスケジュール、効果指標等を具体的

に示した計画を作成し、実現可能な形にまとめること。

(4) AI 導入計画に基づいた小規模な初期導入の実施

ア 小規模な初期導入のための伴走支援の実施

・選定企業に対して、AI導入計画を基に専門的な知見の提供やアドバイス、立案等の伴走支援を月一回以上の頻度で行い、製造業の生産性向上に繋がる小規模な初期導入を実施すること。

イ 小規模な初期導入実施後の AI 導入計画のアップデート

・小規模な初期導入実施後に得られた成果や課題を整理して、選定企業の今後のフォローアップを想定しながら、フィードバックを行い、AI 導入計画の再整理を行うこと。

(5) 県内企業の AI 導入の推進に向けた事例集等のとりまとめ

・(4)の各支援過程で得られたノウハウ、成功要因、課題および対策を整理し、県内事業者の参考となるポイント・事例集としてとりまとめること。ポイント・事例集については、編集および県ホームページ等での横展開が可能となるよう、PowerPoint 等を使用したデータ形式で作成すること。

(6) 成果報告会セミナーの実施

・(5)の成果事例を基に、県内事業者に向けた AI 導入に効果的な発表や交流の場を設けること。例えば、成果報告会セミナーで、本事業に参加した企業間の相互交流の場を設定するとともに、過去の県事業(企業人材の DX スキル強化支援事業)に関連した事業者との交流の場を設けるなど、本県の AI 導入の推進に取り組む企業間ネットワークの形成に取り組むほか、支援企業をパイロットモデルとして、新たな連携を希望する県内企業の発掘を行うこと。

・最終的な支援成果について整理を行った成果冊子(冊子形式およびデータ形式)を作成し、県内の横展開に活用できること。

(7) その他

上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に県と受託者が協議の上決定する。また、県内事業者の AI 導入の推進に向けて、次年度以降の効果的な伴走支援等の方法や内容について、業務成果を踏まえた改善提案を行うこと。

## 6 機密保持・個人情報保護

(1) 本業務の遂行上知り得た一切の情報を開示または漏えいしてはならないものとする。

ただし、担当課の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 受託者は、この業務の実施に当たって取り扱う情報を適切に管理することを保証する

履行体制を有していること。

- (3) この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物(本業務の過程で得られた記録等を含む。)を本県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (4) 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等又は県が指定した資料の取扱い(返却・削除等)は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに県に返却すること。
- (5) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

## 7 その他留意事項

- (1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、支払額を確定する。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となる。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類および領収書等の証拠書類が必要となる。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあるため、留意すること。
- (2) 成果物等の著作権は滋賀県に帰属するものとする。また、静止画、動画共に滋賀県が二次使用する事があるものとする。
- (3) 成果物制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用承諾の処理は、受託者の責任及び費用で適正に行うものとする。
- (4) 受注者は、契約締結後、速やかに発注者と業務の進め方などについて十分な打合せを行うとともに、進捗状況等の報告を適切に行うこととする。
- (5) 本事業の実施において、疑義が生じた場合は、発注者の担当者と協議し、その指示に従うものとする。
- (6) 発注者は、本業務の遂行に当たり、滋賀県内外の企業に係る必要な情報を可能な限り貸与する。
- (7) 受注者は、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合、その都度、発注者と協議の上、その指示に従い業務を進めること。
- (8) 発注者は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (9) その他業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受注者は、発注者と協議し、その指示に従うこと。
- (10) 本事業でかかる経費(旅費、専門家謝金、印刷製本費等)は、受注者が負担するものとする。また、疑義が生じるような経費の取扱いについては、事前に発注者と協議を行うこと。

(11)本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。

## 8 成果物

### (1)提出物

提出物は以下のとおりとする。

No	提出物	内容
1	業務概要説明書	事業説明会で使用する業務目的、体制、連絡先、実施内容、実施計画、スケジュール等を記載したもの
2	成果報告書(公表用)	成果報告会セミナーで使用する報告書(20 ページ程度、PowerPoint 形式)
3	実施結果報告書(非公表用)	事業説明会、事業対象の募集、成果報告会セミナー等の事業内容資料を網羅的にまとめた報告書
4	会議等議事録	本業務に係る会議および打ち合わせの議事録および資料
5	その他	本事業の実施にあたって作成した資料(広報チラシ等)

### (2)提出先

滋賀県 商工観光労働部 イノベーション推進課

近未来技術・スタートアップ推進係

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

[TEL:077-528-3794](tel:077-528-3794)

E-mail: [fd0002@pref.shiga.lg.jp](mailto:fd0002@pref.shiga.lg.jp)

### (3)その他

- ・電子データについては、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査した上で提出すること。
- ・提出物がウイルスに感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。